

課題 2 5号適用について

行政不服審査法施行後6年が経過し、本審査会でも答申が積み重ねられてきたことから、この機会に5号適用が可能な事案がないか、どういった場合に5号適用の可能性があるかについて、委員の皆様のご意見をいただく趣旨です。

本件課題事項については、行政不服審査法第43条第1項第5号に基づき、審査会での決定が必要な事項ですので、今回ご提案があれば、改めて審議の場を設けさせていただき、議論の上正式に決定させていただきたいと存じます。

つきましては、今回は5号適用の可能性を探るとの観点から、忌憚なきご意見を賜ればと思います。

課題事項

総務省行政管理局発行の逐条解説によれば、「処分の中には、法律に規定する要件が明確であって解釈上の疑義が生じるおそれがなく、かつ、当該要件への適合性が客観的に判断されるようなものなど、行政不服審査会等の調査審議を経ても結論が変わることは想定されず、行政不服審査会等が調査審議を行う意義が小さいと考えられるものがある。このような処分に係る審査請求についてまで諮問を行うことは、審査の期間がいたずらに長期化するとともに、行政コストの増大を引き起こすものといえる。」とあります。

大阪市行政不服審査会においても、上記の決定を行うことによって、審査期間の短縮や行政コストの軽減を行うことができれば、審査請求人や市民の利益となることから、5号適用に適した事案があれば、この機会にご提案いただければと思います。

また、一言で5号適用といっても様々なバリエーションがあることから、今後どういった場合に5号適用の可能性があるかについてもご意見いただければと思います。

課題事項に関する説明

1 行政不服審査法第43条第1項第5号について

行政不服審査法第43条第1項本文で、「審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第81条第1項又は第2項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。」と規定されています。

そして、「次の各号のいずれか」として、第1号から第8号が列挙され、その内、第5号で、「審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合」が挙げられています。

2 大阪市行政不服審査会における諮問不要決定について

大阪市行政不服審査会においては、以下の通り、二度審査庁からの依頼を受けて、計3件の類型について、総務部会にて5号適用の決定を行っております。

(1) 平成28年度の決定について

平成28年に、福祉局より「身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付・不交付及び等級の決定」について、健康局より「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付・不交付及び等級の決定」について、それぞれ諮問不要決定の発議依頼があり、平成28年8月30日に大阪市行政不服審査会(総務部会)において、諮問不要の決定がなされました。

その理由としては、身体障害者手帳については、審査請求に係る処分をしようとするときに大阪市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会の議を経ている処分については、その中で医学的観点から審査がなされていること、また、処分の際に同審議会の議を経ていない処分についても、裁決の際に同審議会の議を経ることにより、事後的に医学的観点から審査がなされることから、行政不服審査会の調査審議を経ても結論が変わることは想定されがたいためです。

精神障害者保健福祉手帳についても、審査請求に係る処分をしようとするときに、大阪市自立支援医療費(精神通院)支給認定・手帳交付審査委員会の議を経ている処分については、その中で医学的観点から審査がなされていること、また、処分の際に同審議会の議を経ていない処分については、障害年金の受給を証する書類又は特別障害給付金の受給を証する書類の提出をもって精神障害者保健福祉手帳の交付申請がなされた場合で障害年金及び特別障害給付金で認定された等級をもって当該処分がされている場合であり、裁量の余地なく、客観的に判断されているためです。

なお、両者とも、法令に基づき大阪市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会・大阪市自立支援医療費(精神通院)支給認定・手帳交付審査委員会の議を経ることとなっていれば、同条同項第1号ないし第2号にあてはまる場所であるが、ともに諮問はあくまで内規に基づくものであったため、上記のように決定を行った次第です。

(2) 平成29年度の決定について

平成29年に、健康局より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第1項の規定に基づく自立支援医療費の支給認定」について、諮問不要決定の発議依頼があり、平成30年2月27日に大阪市行政

不服審査会（総務部会）において、「審査請求に係る処分をしようとするときに、大阪市自立支援医療費(精神通院)支給認定・手帳交付審査委員会の議を経ており、かつ、同委員会の議に基づき、心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があるとは認められないとして、支給認定を行わない旨の処分が行われた」ものについて、諮問不要の決定がなされました。

諮問不要とした決定については、(1)と同様で、大阪市自立支援医療費(精神通院)支給認定・手帳交付審査委員会の議を経ることにより、医学的観点からの審査がなされた上で処分が行われているためです。

それぞれの決定内容は、別紙1、別紙2のとおりです。

3 5号適用の想定がされている類型について

総務省行政管理局発行の逐条解説によれば、次のようなものが、「国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないもの」として、例示的に列挙されています。

- ① 法令において数量的指標その他の客観的基準により明確に要件が定められており、当該要件の適合性が、(権限を有する行政庁が作成する証明書や計測・実験などにより)客観的に判断される処分
- ② 行政不服審査会等において、調査審議を重ねる中で、過去に類似の事件があって、先例となる答申が存在し、調査審議しても明らかに同じ結果になるものなど、処分の類型や審査請求の趣旨及び理由等に照らし、行政不服審査会等の関与を要しないと認めるもの。
- ③ 他の法律の規定により、軽微な処分や形式的・機械的な判断により決定される処分であるなどの理由から、当該法律の規定により諮問を受ける機関が諮問を要しないものと定めている処分
- ④ 申請に対する処分又はその不作為に係る審査請求のうち、審査庁が処分庁等又はその上級行政庁のいずれでもなく、第46条第2項又は第49条第3項の規定による申請に対する一定の処分をすべき旨を命ずる権限も付与されていない場合（第8号の適用の余地がない場合）において、審査請求に係る処分の全部を取消し、又は不作為が違法若しくは不当である旨を宣言する裁決をしようとする場合

事前にいただいた意見

提案1件があり別紙「(提案) DV等に伴う住民票等の不交付処分等について」の通り

参考条文

行政不服審査法

第四十三条 審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合にあっては行政不服審査会に、審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）である場合にあっては第八十一条第一項又は第二項の機関に、それぞれ諮問しなければならない。

- 一 審査請求に係る処分をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるもの（以下「審議会等」という。）の議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て当該処分がされた場合
- 二 裁決をしようとするときに他の法律又は政令（条例に基づく処分については、条例）に第九条第一項各号に掲げる機関若しくは地方公共団体の議会又はこれらの機関に類するものとして政令で定めるものの議を経るべき旨又は経ることができる旨の定めがあり、かつ、当該議を経て裁決をしようとする場合
- 三 第四十六条第三項又は第四十九条第四項の規定により審議会等の議を経て裁決をしようとする場合
- 四 審査請求人から、行政不服審査会又は第八十一条第一項若しくは第二項の機関（以下「行政不服審査会等」という。）への諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人から、行政不服審査会等に諮問しないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）
- 五 審査請求が、行政不服審査会等によって、国民の権利利益及び行政の運営に対する影響の程度その他当該事件の性質を勘案して、諮問を要しないものと認められたものである場合
- 六 審査請求が不適法であり、却下する場合
- 七 第四十六条第一項の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消し、又は第四十七条第一号若しくは第二号の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合（当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）
- 八 第四十六条第二項各号又は第四十九条第三項各号に定める措置（法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。）をとることとする場合（当該申

請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。)